

秋田県産材利用促進CO₂固定量認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民及び企業等が県産材を建物等に一定量使用した場合に、県産材の二酸化炭素固定量を評価・認証することにより、木材利用が地球温暖化防止や森林の多面的機能の持続的な発揮につながることを認識を高め、県産材の利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

- (1) 県産材 国内の樹種で県内の製材所等で製造した木材
- (2) 認証書 県産材の二酸化炭素固定量を認証した証書
- (3) 工事完成 第3条に規定する建物が完成し建築基準法の検査済証の交付を受けた状況、又は、建物の内外装材等に係る工事の施工が完了した状況

(認証の対象)

第3条 認証の対象は、県産材を使用した次に該当する県内及び県外の建物等とする。

- (1) 事業所、店舗等
- (2) 公共建築物
- (3) 住宅
- (4) 建物の内外装材等

2 原則として、平成25年4月1日以降に工事完成した上記の建物等を認証の対象とする。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者(以下「申請者」とする。)は、工事完成後、秋田県産材利用促進CO₂固定量認証申請書(様式第1号)に別表1に示す書類を添えて知事に提出するものとする。

2 申請者は、建築主、建物等の取得者及び別に定める「あきた材パートナー」とする。

(認証)

第5条 知事は、前条の申請があった場合は、次の各号に掲げる項目を審査し、第6条に規定する算定基準により認証を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する建物等であること。
- (2) 第3条に規定する建物等は、県産材を2m³以上使う建物等であること。
- (3) 申請内容に不備がなく、真正であること。

2 審査により適当と認められた場合は、申請者に認証書(様式第4号)を交付するものとする。

(認証の算定基準)

第6条 二酸化炭素の固定量は、次の基準により算定するものとする。

二酸化炭素固定量 (t-CO₂)

= 県産材の使用材積量 × 容積密度 × 炭素含有率 × 二酸化炭素換算係数

- ・ 県産材の使用材積量 (m³)
- ・ 容積密度 (別表2)
- ・ 炭素含有率 (別表3)

・二酸化炭素換算係数(44/12)

(異樹種混合製品の取り扱い)

第7条 合板や集成材のスギ以外の樹種が混合した製品において、スギの割合が50%以上ある製品であれば、すべてスギとして取り扱うことができるものとする。それ以外において、本制度に計上する場合は、該当する樹種を個別に算定するものとする。

(認証書の利用)

第8条 第5条第2項の規定により交付された認証書は、申請者の社会貢献活動の証しとして、広報活動に利用することができる。ただし、証明書は秋田県が独自の方法で県産材の二酸化炭素固定量を認証するものであり、他の制度とは関わりはない。また、証明書を第三者へ販売又は譲渡することはできない。

(情報の公開)

第9条 認証の内容については、社会貢献の証しとして、美の国あきたネット等に公開するものとする。

2 申請者の希望により、非公開とすることができるものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
一部を改正し、平成29年5月22日から施行する。
一部を改正し、令和元年11月15日から施行する。
一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。
一部を改正し、令和3年10月18日から施行する。

別表1 秋田県産材利用促進CO₂固定量認証申請書の添付書類

- ①県産材使用取りまとめ表(様式第2号)
- ②県産材出荷証明書(様式第3号)
- ③建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- ④平面図(各階平面図)
- ⑤内外装材等の施工状況がわかる図面
- ⑥県産材の使用状況がわかる写真
- ⑦その他必要とする書類

他の事業の様式で代用できる場合は、知事とあらかじめ協議のうえ、添付するものとする。
 なお、上記③及び④については第3条(1)～(3)、⑤については同条(4)に定める建物等に
 係るものとする。

別表2 容積密度

(1) 製材の密度

樹種	容積密度
スギ	0.380
ヒノキ	0.440
アカマツ	0.520
ヒバ(アスナロ)	0.450
その他針葉樹	0.423 (※1)
クリ	0.600
ケヤキ	0.690
キリ	0.300
その他広葉樹	0.624 (※1)

建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン
 (参考1) 樹種別の気乾密度の値の例 より

※1「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動に関する補足情報」
 (2009年4月)第3章に示された容積密度より

(2) 合板の密度 0.542

建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン
 (参考2) 合板、木質ボードの密度の値の例 より

別表3 炭素含有率

- (1) 製材 0.5
- (2) 合板 0.493

建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン
 (参考3) 建築用資材の炭素含有率の値の例 より

秋田県産材利用促進CO₂固定量認証申請書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者 (〒 -)
住 所
氏 名
(電話番号)

次のとおり秋田県産材利用促進CO₂固定量の認証を受けたいので、秋田県産材利用促進CO₂固定量認証制度実施要綱第4条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げを誓約します。

1 申請施設	1. 住宅 2. 事業所 3. 店舗 4. 公共施設
2 申請者区分	1. 建築主 2. 建物等の取得者 (※3)
3 建物等の名称	
4 建築場所又は 施工場所	
5 延べ面積	m ²
6 県産材使用量	m ³
7 工事完成年月日	年 月 日
8 施工業者	名称 所在地
9 美の国あきたネットへの掲載	掲載を 1. 希望する 2. 希望しない
10 申請内容に対する 問い合わせ先	(いずれかに○ 申請者 ・ 施工業者) 氏名 電話番号 (携帯など)

【添付書類】 (書類は整っていますか? □チェックしてください。)

- 県産材使用量取りまとめ表(様式第2号)
- 県産材使用証明書(様式第3号)
- 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(※1)
- 平面図 (各階平面図) (※1)
- 内外装材等の施工状況がわかる図面(※2)
- 県産材の使用状況がわかる写真

- (注釈) ※1 実施要綱第3条(1)～(3)に定める建物等の場合に添付する。
 ※2 実施要綱第3条(4)に定める建物等の場合に添付する。
 ※3 あきた材県外販路拡大事業実施要領に定める「あきた材パートナー」は申請者となることができる。(※4)
 ※4 あきた材パートナーは、あきた材県外販路拡大事業実施要領に定める事業実績報告書をもって本申請書に代えることができる。

県産材使用量取りまとめ表

建物等の名称

樹種	材積 (m ³)	納材者	備考
合計			
樹種ごとに再掲			
合計			

- ※1 上段の記入欄には、県産材使用証明書(様式第3号)の内容を納材者ごと・樹種ごとに
取りまとめとめてください。
- ※2 合計の数値を様式第1号の県産材使用量の欄へ記入してください。
- ※3 下段は、樹種ごとに取りまとめとめてください。

